

会 議 録

会 議 の 名 称	白岡市自治基本条例市民推進会議（第12回）
開 催 日	平成24年10月16日（火）
開 催 時 間	午後7時00分 から 午後9時00分 まで
開 催 場 所	白岡市役所 3階 庁議室
出席者（出席委員） の氏名・出席者数	<p>会 長 齋藤 信治 副会長 神田 芳晃 委 員 内山 欣春 委 員 大八木健夫 委 員 柴山 利幸 委 員 清水 律子 委 員 本田 尚子 委 員 宮崎 博 委 員 矢島 静江 委 員 山口 孝雄 委 員 渡部 勲 計 11 人</p>
欠席者（欠席委員） の氏名・欠席者数	<p>委 員 柳 祐作 計 1 人</p>
説明員の職・氏名	<p>市民協働課 参 事 金子 勇二 課長補佐 河野 彰 主 査 千葉 智則 主 査 金子 敬相</p>
事務局職員の職・氏名	<p>市民協働課 参 事 金子 勇二 課長補佐 河野 彰 主 査 千葉 智則 主 査 金子 敬相</p>
その他会議出席者の 職・氏名	なし
会 議 次 第	別添のとおり
資 料 等	<ul style="list-style-type: none"> ・第12回白岡市自治基本条例市民推進会議プログラム ・住民投票条例検討スケジュール（修正版） 【資料番号1】 ・第11回会議会議録 【資料番号2】 ・第13回自治基本条例市民推進会議開催通知 【資料番号3】 <p>（事前配布資料）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民投票条例に関する検討資料 【事前資料1】 ・住民投票条例の重要項目に関する他市町の規定 【事前資料2】 ・自治基本条例素案（住民投票に関する部分の抜粋） 【事前資料3】

発 言 者	会議経過（議事の要旨） 議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
金子参事	<p>1 開会 開会を宣する。</p>
齋藤会長	<p>2 あいさつ 齋藤会長から、あいさつがなされる。</p>
齋藤会長	<p>3 議題 (当会議設置要綱第6条第2項により、会長が議長を努める。) (1) 住民投票条例の検討に当たっての基本的な考え方について この議題は、住民投票制度の具体的な検討を始める前に、白岡市の住民投票制度はどのような方向性が望ましいのか、また、どのような考え方の基に検討を行うべきかなどについて、皆さんで意見交換を行い、住民投票制度に対する認識を共通のものとするためのものである。 皆さんのお考えについてお聞かせいただきたい。</p>
A委員	<p>事務局から送付された資料をみると、他市町の条例はそんなに大差がない。白岡市の住民投票は、わかりやすく独自性のあるものができればいいと思う。</p>
B委員	<p>住民投票は、住民がその意思を表現できる直接民主制のひとつの方法である。それを踏まえながら検討していければよいのではないか。</p>
C委員	<p>住民投票は、住民に与えられた市政運営への参画に関する重要な権利である。この権利を住民側の立場でどのように活かして行くのかを考えていくとよいのではないか。</p>
齋藤会長	<p>自治基本条例の検討の中で、住民投票制度についても検討が行われているので、その検討の際にリーダーであった内山委員に当時の検討経緯の説明をお願いしたい。</p>

H委員	事務局から郵送された事前資料3が住民投票制度についての検討結果である。今回の検討においてもその内容を参考に検討していただければと考える。
齋藤会長	当時と同じような議論を行うこととなるかもしれないが、改めて、白岡市にふさわしい住民投票制度について検討を行っていかねばならないと考えている。
D委員	住民投票の実施が請求された場合、その可否は議会に諮るのか。
C委員	どのような基準で住民投票の実施を決定するのかについては、これから我々が検討していくことである。
D委員	民意が集まった時に、それがどのように扱われるのかは住民投票制度にとって重要である。
C委員	他市町の条例では、どこでも「尊重する」との規定がある。住民投票で示された民意を市長と議会がどれくらい大切に扱うのかというところが重要である。
E委員	他市町の条例の中には、議会も住民投票の発意をできるところがあるが、議会のことについてもこの会議で検討を行っていいのか。本来は議会で検討することではないのか。
C委員	他市町の条例にある議会からの住民投票の発意については、住民から直接選ばれた市長が発意できるのだから、同様に選挙で選ばれた議会にも発意する権利を与えたということではないか。
F委員	我々からの議会に対する要望ということで提言に入れることは問題ないのではないか。

G委員	<p>住民投票条例を作ることは決まっているのだから、住民投票の請求に必要な署名のハードルをどうするのかというところが重要になってくるのではないかな。</p>
H委員	<p>住民投票が請求できる対象事項が決まってくれば、どのくらいの署名数を集めればよいのかが見えてくるのではないかな。</p>
齋藤会長	<p>どのようなことを重要事項とするのかについてご意見はあるかな。</p>
I委員	<p>重要事項は、具体的には規定できないのではないかな。</p> <p>請求された事項は市が広報紙やホームページで公表し、もし住民投票が実施されなかった時には、その理由なども公表するように義務付ける必要があるのではないかな。</p>
B委員	<p>例えば住民の3分の1とか4分の1とかが希望しているものであれば、明らかに重要事項であるという考え方もできる。</p>
E委員	<p>数が多ければ正しいというのは極端ではないかな。</p>
B委員	<p>最終的には投票により判断されるのだから問題はないのではないかな。</p>
C委員	<p>八潮市と川崎市の条例では、重要事項について、「現在又は将来の住民の福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項であって、住民間、又は住民、議会、市長の間に重大な意見の相違が認められる状況などにより住民投票を行う必要があるもの」とある。</p> <p>住民投票の実施は、一方的に誰かが判断するべきものではないということである。</p>
J委員	<p>自治基本条例があり、住民参画条例があつての住民投票条例である。市民が重要だと考えて署名が集まったものなのに住民投票が実施されないという</p>

	<p>ことだけはないようにしないといけないと思う。</p>
F委員	<p>例えば、住民投票の実施について、「実施してほしいもの」と「実施しなければならないもの」というように2段階の基準を設定し、それに応じて必要署名数を決めたらどうか。</p>
C委員	<p>住民投票の実施主体は行政なのか。</p>
B委員	<p>行政、市長である。</p>
G委員	<p>住民投票制度のビジョンを決めないと先には進めないのではないか。</p>
B委員	<p>住民投票を実施するハードルを下げる。また、投票結果は市長、議会、市民が尊重するという形にするべきではないか。</p>
G委員	<p>ビジョンとしては、そのとおりでよいと思うので、我々としては、実施のハードルはできるだけ下げる方向で考えるべきだと思う。</p>
C委員	<p>そのような前提で、事前資料1に基づき、個別に具体的な内容の検討をして行くということでよいのではないか。住民側としては、最後の手段であり権利だと思うので、それを十分に活かせるような内容を考えて行かなければならないと思う。</p>
齋藤会長	<p>「参画の推進」を基本的な考え方として投票条例の検討を進めて行くこととしてよいか。</p> <p>(異議なし)</p>
千葉主査	<p>(2) 住民投票条例の検討スケジュールについて</p> <p>資料1に基づき、検討スケジュールの修正について説明を行った。</p>

	<p>(検討スケジュールの修正について各委員からの了解が得られた。)</p>
千葉主査	<p>(3) 住民投票条例に規定すべき事項に関する具体的検討「住民投票に付すことができる事項」について 事前資料1に基づき、説明を行った。</p>
齋藤会長	<p>事務局の説明が終了した。「住民投票に付すことができる事項」について、ご意見をお願いしたい。</p>
I委員	<p>重要事項の要件をいくつか決めて文章化していけばよいのではないか。</p>
J委員	<p>文章の最後に「その他市政運営上の重要事項にあてはまるもの」としたらどうか。</p>
C委員	<p>できないことを決めて、それ以外のことはできるようにするか、できることを限定列挙するかであると思う。</p>
A委員	<p>ある程度、重要事項とはどういうものかを文章により示したうえでその他のことも拾えるというような形にした方が住民にとってわかりやすいのではないか。</p>
齋藤会長	<p>それでは、続いて重要事項から除外される事項についてのご意見をいただきたい。資料は、事前資料1の2ページが該当する。</p>
K委員	<p>資料の④にある「組織、人事及び財務に関する事項」について、「財務」は市民にとって重要なことである。財務とはどのようなことを指すのか。</p>
千葉主査	<p>法律に定められた市長の権限である予算編成権と日常の市が行う契約行為が財務となる。</p>

K委員	そのようなことならわかるが、市の将来にわたる財政に関する事項についてまで、この規定で逃げられてしまうのでは困る。
I委員	わかりやすく、「法律に抵触しない範囲の財務」というような表現としたらどうなのか。
E委員	適用除外事項はなるべく具体的に規定した方がよい。
千葉主査	提言書への表記は、ある程度自由な表現ができるが、条例に規定する時は例規上のルールの範囲内で具体的に列挙するということになる。
J委員	重要事項にあてはまらないということが市民にわかりやすいように、また納得できるように規定すべきである。
E委員	⑦の規定は入れないこととした方がよいのではないかと。
C委員	我々は、住民の立場で考えるのであるから、⑦の規定は、入れなくてもよいのではないかと。
E委員	⑦に該当するから重要事項の対象にならないこととなった場合には、再度請求できるように考えたらよいのではないかと。
C委員	4分の1以上の署名を集めれば住民投票を実施することができるという内容を盛り込んだらどうか。
F委員	市民の一定以上の割合の署名を集められれば、必ず住民投票を実施しなければならないという内容にするということか。
C委員	そうである。極端な内容となるかもしれないが。

<p>F委員</p> <p>齋藤会長</p> <p>千葉主査</p> <p>金子参事</p>	<p>その場合には、住民投票を実施するためのハードルを高くする必要があると思うが、検討を行ってもよいのではないか。この件については、次回も引き続き検討を行うこととする。</p> <p>4 その他</p> <p>事務連絡について、事務局に説明を求める。</p> <p>前回会議結果の確認及び次回会議の日程について説明を行った。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>5 閉会</p> <p>閉会を宣する。</p>
--	---